

奈良県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年八月八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まつたハートクリニク	大和郡山市本庄町二四七番地一	平成二十九年六月一日
医療法人智光会城井内科医院	宇陀市榛原下井足一二番一	平成二十九年六月一日
かなで薬局横田店	大和郡山市横田町七〇八―五	平成二十九年七月一日
しみず歯科醫院	大和郡山市筒井町五八七	平成二十九年七月一日
つじもと医院	生駒市鹿ノ台東二丁目四―四	平成二十九年七月三日
医療法人阿部眼科医院 阿部眼科	生駒市辻町三九七番地八 東生 駒八番館一階	平成二十九年七月十二日